

第一次松方内閣の崩壊（その2）

佐々木
隆

A Study on the Collapse of the First Matsukata Cabinet (Part 2)———

Kakugorō Inoue and others formed a pro-government body in the House of the Representatives, the Chūō Kōshōkai. This body was organized on regional bases and was an alliance of moderate, independent members in the House of the Representatives. The reason for the Chūō Kōshōkai to have been organized on these bases was to attract as many members to it as possible. However, it failed to draw in a majority of the House of the Representatives. Moreover, its unity was tenuous because the factions that composed it, the Inoue group, the Kyūshū faction, the Kinki faction, the Kenchō Suematsu group, acted independently and at cross-purposes with each other.

The third session of the Diet was convened on May 6 and the Matsukata Cabinet faced a crisis because the opposition parties demanded that it take responsibility for election interference in the second general election. Matsukata considered dissolving the House of the Representatives but Hirobumi Itō and Aritomo Yamagata prevented this by appealing to the Throne. Matsukata then tried to reach a compromise with the opposition parties but this effort was not very fruitful. The supplementary budget for fiscal 1892 was reduced by a third, and the start-up funds for new enterprises were rejected. Moreover, other than the Railroad Law, all major bills failed to pass, there also rose a clash between the non-Satsu-Chou cabinet members on the one side and Sen-ichi Shirane group in the Ministry for Home Affairs and the Chūō Kōshōkai on the other side over the issue of the Nōbi earthquake relief funding. Taneomi Soejima, Minister for Home Affairs, was compelled to resign and this was followed by a conflict over his successor between the non-Satsu-Chou cabinet members and the Vice-Minister Shirane. Matsukata was barely able to maintain a balance of support for his tenure as the Prime Minister by assuming concurrently the portfolio of the Minister of Home Affairs. Given this, although Matsukata was able to avoid dissolution of the House of the Representatives, he continued to face grave danger to its existence.

(to be continued)

二 政府系会派再建問題

五月二日召集の第三回帝国議會に向けて、政府系議員の間では政府首脳と連絡を取りつつ新会派結成への模索が行なわれていた。

第一議會、第二議會で政府を支えた大成会は一時は衆議院に八十前後の議席を擁したものの、第二議會前には協同倶楽部との兩屬問題⁽¹⁾や巴倶楽部の分裂などによって「四分五裂」⁽²⁾状態に陥り、「小成会」などと揶揄されるに至っていた。衆議院の院内会派である大成会は、明治二十四年十二月二十五日の衆議院解散により事実上解消したが、旧大成会系議員の間には選挙期間中も團結を維持したいという希望があり、政府もこれを期待していた。明治二十四年十二月二十七日付松方正義宛伊東巳代治書翰には、

大成会も昨日愈解散致候へとも、精神上之結合は尚将来に係統致度に付、各員帰郷中通信往復之事務を太田実氏に委任、明日比より各々発途之由に御座候。就而は太田実氏も今一応粉骨勉強、再ひ本所区に於て競争を試、傍ら旧大成会員結合之事に尽力致度旨小生迄被申出候。尚将来善後之策は本人より逐一御承知被下度候。

と見えている。大成会が十二月二十六日に解散したこと、太田実（東京五区）が旧大成会系候補の團結維持に努力し

ていたことが判る。太田は選挙戦後の進路についても松方に諮る積りだったようである。政府系議員の動向に詳しい内務省系紙『国会』は明治二十五年二月二十三日、「大成会の再興」と題する雑報で総選挙中の旧大成会系候補の動きについて左の如く報じている。

大成会は衆議院議員より成立したるものなれば議会の解散と共に同会も亦た解散するは自然の勢ひなれば、其の当時一旦解散（表面上のみ）し単に旧大成会と称して事務所も其儘存し置きて各々総選挙に競争を試みたるが、総選挙も已に相済み旧会員は小部分を除くの外再選し、其当選者より東京会員（会務担当者）の許に報知し来りたれば一兩日中には各地方旧会員（再選者）の許に再興の旨を通知し不日公然と再興の儀を表白し早々会員の上京を促がし大に気焰を吐く意気込みなりと。

右に抛れば、大成会は衆議院解散に伴い形式上解消するが、それは恒久的解消ではなく、選挙終了後、再選議員を中心に再興することが期待されていたことが判る。当落の総括には東京の「会務担当者」が当たっていたが、これは太田を指すものと考えられる。『国会』に抛れば、大成会再興は「会務担当者」が呼びかける段取りになっていたようである。

さて、明治二十五年二月十五日に実施された第二回総選挙の選挙戦では、内閣本府と内務省首脳を中核に設立された選挙対策本部が、政府系候補に対して資金援助を始めとする各種の便宜を供与し、かなりの数の府県では地方官・警察官による流血の選挙干渉が行なわれた。この干渉は一般に品川内相の内訓によるものとされるが⁽⁵⁾確証は無い。選挙干渉の実相については別の機会に譲るが、いま干渉が甚しかった府県の知事を見ると、大部分が薩摩閥関係者か白根内務次官と親しい古参地方官であることが判る。⁽⁶⁾官民激突の危機感の下、政府の黙過を想定して薩摩閥・内務省首脳に過度の忠誠心を発揮した結果が、一種の暴走となって流血の選挙干渉を惹起したというのが真相に近いように思

われるが、なお後考に俟ちたい。

これとは別に、松方は幕僚の九鬼隆一（綾部）に資金を供与して近畿・中国・四国方面に派遣し、独自の集票工作を展開している（九鬼は岐阜県でも活動。松方はこの他、薩摩出身の有力者中井弘を同様の目的で滋賀県に派遣している）。後に中央交渉会（中央交渉部）が設立された際、その一角を成した近畿団体に属した政府系議員には九鬼の支援を得て当選した者が多い。

開票結果は二月十七日までに判明したが、衆議院三百議席のうち自由党が九十二、改進黨が四十四を占め、野党の議席は解散時を多少上回ったものの過半数には届かなかつた。残りは政府系と中立の無所属議員で、彼らの帰趨が議院運営に大きな影響を与えるものと信ぜられたが、その最終的帰属は未だ流動的であつた。選挙の結果は「政府党、民党相互角の形勢をなす者」とされ、「果して然らば真成なる両々の勝敗輸贏は議院開会の後にあらずんば克く之れを判定すべからず」と見られたが、それゆえにこそ政府系議員の結果は一層の急務とされたのであつた。

2

二月二十六日の『国会』が報ずる如に抛れば、解散時の「純粹の大成会員」の議席は四十八といわれる。このうち二名が出馬せず、再出馬した者のうち二十六名が当選した（一人は直後に死亡）。同日の『国会』はさらに「此二十五人の人々は近き内に上京して同会を表立ちて再興し尚ほ今度新たに当選したる代議士の内、所謂独立、中立、温和と称する人々には入会を許し或は入会を催がさんとて東京の某会員の如きは大に奔走し居ると云へり」と書いてゐる。旧大成会員の当選者は余り多くなく、再興に際して人数の確保が急務となつてゐたことが判る。大成会の後身と

して設立された中央交渉会（中央交渉部）には九十名以上の議員が参加したが、新参者の大量流入は大成会との連続性に少なからぬ影響を与えたものと信ぜられる（後述）。人数確保に尽力している「東京の某会員」とは太田のことであろう。

このように、選挙終了直後には東京で「会務担当者」を務めていた太田が専ら大成会再興運動の中核として動いていたが、有力政府系議員が上京した二月末から三月初めになると、大成会再興運動は次第に新しい政府系会派の設立運動に重心を移しながら本格化し始めた。三月三日に井上角五郎（広島九区）・古荘嘉門（熊本二区）・増田繁幸（不出馬）前回は宮城一区）が連名で松方に送った書翰には左の如く見える。

本夜私共三名参上、姑らく御帰邸相待ち候へ共、夜已に深けすぎ一応引取申候。扱て昨日増田繁幸宅に全志数名会合いたし評議致候条々は、兼て古荘・増田両名より過般申上候通り各地夫々團結候様致度主旨にて、其游説のため古荘は山陰・山陽両道に（尤も其沿路にても重立ちたる有志は相尋ね可申）、井上は北陸道に、又た太田実を京坂地方に、佐藤昌蔵〔岩手三区〕を奥羽各地に取急ぎ派遣可仕事と致候。湯本〔義憲〕埜玉四区〕は専はら此傍近に派出可仕覚悟に候。右に付一切の費用其他の事柄は増田に一任可致、其余の人々は別に関係不仕考に候。

井上ら政府系代議士の有力者が分担を決めて、地域別に議員の結集を図っていたことが判る。地域別結集が企図されたのは四月一日の『国会』に拠ると、「九州、東北、中国等各地方団体を組織するは多少地方的感情を異にせるより起因せるも、一面には団体組織の達成と且つ鞏固を計るに出で他の一面には同主義を以て一致協同の運動を為さんとするにあ」るとのこと、大型の政府系会派を短期間に作るためにはまず政治・経済・文化の共通性が高い地域毎の團結を達成し、それらの連合体として会派を設立するのが成功への捷徑との判断が働いたものと考えられる。実際、中央交渉会（中央交渉部）は幾つかの地方団体の連合体という形をとっており、会の名前も地域団体の連合体の東京

における連絡協議機関を意味している。

なお、各地域で議員の結集に当った人々の中には、第二回総選挙で政府と連絡しつつ政府系候補の応援活動に従事していた者が多い。明治二十四年十二月三十日付松方宛井上角五郎書翰⁽¹⁰⁾には「奥羽六県は白井〔遠平〕福島三区〕・増田・五十嵐〔力助〕山形二区〕受持、熊本は前田〔案山子〕熊本一区〕・古荘、埼玉は湯本受持と相定め、以上の人々は白根其他と直接に相談し可申、其余各県は小生又は末松〔謙澄〕福岡八区〕などより尽力可致」と見える。彼らが他の選挙区の応援に回り得る有力者だったこと、彼らが選対本部と直接の連絡をとっていたことも読み取れよう。

さて、井上・古荘・増田は前引三月三日付松方宛書翰の後段で、松方に対し次のように求めている。

一、次期議會の問題に付御差支なき限りは私共地方へ派出候ものへ御示し被下度、游説中の参考とも相成り可申敷と存候。

一、各地方の有志（議員）中にて兼て閣下其他政府の人々に内々関係あるものゝ姓名は、其地名へ派遣候ものに内々御示し被下度、游説に好都合有之事に候。

一、従来私共は成る丈け議員を一大合同致し万事同一の運動致度、就ては内閣に於ても閣下専はら私共との往復を一手に御引受け被下度、此れは私共の希望に候。

井上らが松方内閣がとるべき政策についての情報を優先的に受け、これを再発信することを介して主導権を握り政府系議員結集に役立てようとしていたこと、井上らが政府系議員の全貌を把握していなかったこと、即ち井上グループが政府系議員の総てではなかったこと、政府と政府系議員の接触経路は松方井上グループの経路以外にも何ルートがあったことなどが読み取れよう。この書翰で井上らが主張していることは、総じて言えば、政府と政府系議員の関

係において井上グループが松方首相との間に独占的な関係を確立し、井上グループを中核に政府系議員の結集が行なわれることを松方が認知することの要求に他ならない。そしてまた、この書翰に盛り込まれた様々な問題は、以後の新会派・中央交渉会（中央交渉部）の成立、中央交渉会と国民協会の差異を考える上で重要な手掛りを提供しているのである。

3

井上らの政府系会派再興運動は地方への働きかけと併行して、東京でも上京議員の協議が進められ、三月中旬には一応の目処が得られるに至った。三月十一日の『国会』の雑報「非民党議員等の運動」に曰く、

本月一日福岡大会に於て九州出身の温和派議員等は略ぼ精神的聯合の基礎を固めしとのことなるが、府下に於ても古荘嘉門・井上角五郎の両代議士等及び福島の白井遠平、宮城の増田繁幸、福岡の頭山満、岡山の杉山岩三郎、静岡の岡田良一郎諸氏等大に議院内外の運動上に付き討議する所ありたれば、今や九州一円、宮城、福島、山形等は略ぼ纏まりて、其の基礎稍や固まりたるを以て古荘嘉門氏は数日前名古屋に赴きて目下同地方の人士と運動上の協議を遂げ居るやに聞く。

九州出身議員がやや独自の団結を示していることに留意したい。また、三月十二日付松方宛井上書翰⁽¹⁾には、

次に、一昨日・昨日ともに増田繁幸宅に会合いたし候。其人名は佐藤昌三、同里治〔山形二区〕、五十嵐、稲垣〔示
 〕富山三区〕、平山〔靖彦〕広島一区〕、渡辺又三郎〔同〕、和田彦次郎〔広島四区〕、江龍〔清雄〕滋賀四区〕、永
 井〔松右衛門〕愛知二区〕、今井〔磯一郎〕愛知九区〕、早川〔龍介〕愛知八区〕、熊谷〔孫六郎〕岐阜六区〕、大野

〔亀三郎Ⅱ岐阜一区〕、末松、大岡〔育造Ⅱ山口三区〕、関〔直彦Ⅱ和歌山一区〕、伊藤謙吉〔三重四区〕など孰れも議員に有之、又昨日湯本義憲こと長野・群馬より帰り来り候。今回新撰の独立議員は両県ともに全意を表し候よし、御安心被下度。

ここでは主に近畿、中部、関東選出議員の結集が述べられているが、これは後に中央交渉会を構成した地域団体のうち、近畿団体、東海団体、関東団体、北陸団体に相当するものである。三月十三日の『国会』は末松・井上・増田が「非民党主義の一大団体」を組織しようとして、「進歩主義と保守派」と論なく、「総て民党に反対せる各派を集め」ようと努力中である旨を報じている。

こうして、人数の確保にある程度が目処が立って来たので、新党派設立への動きが漸く本格化して来た。三月十五日の『国会』は、「旧大成会員の運動」と題する雑報で、新党派設立への段取りを左の如く報じている。

召集令の発布あると同時に会の名称及び其主義、目的を発表せんとて在京の主唱者より各府県毎に一名宛委員として上京ありたしとの書面を発し、兩三日中には該委員を上京せしむべしとの返書ありたれば、此の一名宛の委員上京せし上は第一着に会議を開きて会の組織上の協議を為す由なり。

文面から推して、この時点で会の名前は大成会ではなくなる可能性が出て来ていたようである。

一方、井上角五郎は三月十六日、松方に次のように報じている。⁽¹²⁾

過日は御厚情深く謝上り候。元来、古荘・太田・湯本并に小生四人にて議員団結に着手候処、追々上京者も有之、昨夜五十嵐力助、和田彦次郎兩人を相加へ此等にも一切の内密打明け共々尽力候事と致候。右様御承知被下度。〔略〕勉めて議員に承接被成下度、閣下一度承接被成候ものは兎角鞏固に相續り熱心に奔走致具候。而して右和田・五十嵐兩人も閣下へ御面晤申上度と申出で小生より紹介候様申居候。乍恐御閑暇時刻御示し被下度、小生同行参上可

仕此段願上候。

井上の記述から見て、現職代議士中この四人が松方から直接政府系議員取り纏めを委嘱されていたものと思われる。運動の拡大に伴い、五十嵐・和田の参入が求められたのだが、井上が松方との直結を政府系議員結集の原動力として重視していたことが注目される。

井上は三月十九日、松方に書翰を送り近況を報知するとともに、政府系議員の人数の皮算用を試みた。⁽¹³⁾ 曰く、

昨日一処に佐藤里治、五十嵐力助、高井幸三〔大阪五区〕、小野隆助〔福岡二区〕、和田彦二郎、永井松右衛門、古莊嘉門、早川龍介、津田真道〔東京八区〕、稻垣示など会合いたし、其席上にて諸人打寄り試に調査せしに、吾党の確乎たるもの凡そ百五十一人あり。猶ほ外に話し試むべきもの十二、三人ありとの算用なり。

交渉の余地のある者を含めるとその総数は百六十名余りに達するが、この数は衆議院の定数三百から自由・改進黨の議席数を差引いたものと一致する。井上は「左れども和歌山の如き、其他曖昧なるもの少なからず、決して未だ油断は出来不申と一同に申居候」とはしているが、その試算は余りに楽観的に過ぎると言わねばならない。井上は政府系議員の分布について、さらに次のように説明している。

九州、両山、愛岐、東北など尤も鞏固に團結致し、九州は長崎より牧〔朴真三區〕、福岡より小野、熊本より佐々〔友房二區〕、佐賀より五十村〔良行三區〕、宮崎より肥田〔景之二區〕、夫々上京、合計四十四人中三十四人は吾党の由に候。両山は島根、鳥取、広島三県にて十九人中十七人は吾党なり。近日島根の佐々木〔善右衛門二區〕、佐々田〔懋五區〕よりも手紙到来、万事好都合に候。愛岐は愛知、三重、岐阜、滋賀合計三十人中吾党は二十一人にて昨日名古屋に会合致候。東北は三十二人中十八人吾党と申居候へ共、或は二名くらは動き可申敷と存候。此外鞏固に相纏りたる府県は大坂、山口、富山などに御座候。

実際に中央交渉会に入会した者の数は九州が三十二、両山が九、愛岐が十三、東北が九で井上らの目算は九州を除き大きく外れている。

4

四月に入ると新しい政府系会派設立に向けての動きはいよいよ本格化した。四月一日には北陸、愛知、九州選出の政府系議員が神田の開花楼で懇親会を開き、席上「議院の内外を問はず一致結合の大運動を為すことに確定」した。⁽¹⁴⁾
四月二日の『東京日日新聞』に拠れば、

温和派と称する石川県民派の遠藤秀景、新潟県求友会の八木原繁社、愛知県旧愛国交親社の在京員、福岡県の頭山満、佐賀県同成会の在京員、鹿児島独立派の在京員、熊本県国権派の在京員諸氏は将来益々結合の鞏固を計る為め昨午午後五時より神田明神内の開花楼に於て懇親会を催うせしよし。

と見え、『国会』四月三日号にも同様の記事が見える（『国会』はこの他に福島県の東北同志会を加え、福岡県は玄洋社として九団体とする。『東日』も三日以降は九団体としている）。当日の会合では「然るべき集会所を設け隔日毎に集會し運動方法を協議することに決定したり」という。⁽¹⁵⁾

この最初の準備会では府県を単位とした親政府派・国権派の政治団体の代表が顔合せを行なうという形となったが、これは前引の『国会』三月十五日号の記事に対応する動きであろう。最初の準備会の後、引き続き地方を単位とする結合を創り出すことが検討され、大体の合意を見た。四月五日の『国会』の雑報「非民党派代議士の団体聯合案」には、「各地方に団体を設け、東京に交渉倶楽部様の本部を置き、地方団体より委員を其本部に集めて一切の打

合せを為し夫々一定の運動を為すことにせん」との申し合せがなされたことが見え、地方団体として近畿、中国、九州、四国、関東・東海、北陸、東北の七団体が予定されていることを伝えている。これは井上らの活動の重点地域と概ね一致している。井上らは地域別結集から全体の統合へという二段階結集を念頭に置いて活動して来たのだが、東京に交渉所・統括本部を置く地方団体の連合体という中央交渉会（中央交渉部）の具体的構想はこの時点でほぼ確定したと言えよう。

なお、近畿地方選出の政府系議員はやや異なった動きを見せており、三月二十七日に大阪で独自の非民党団体組織を設立している。⁽¹⁶⁾近畿は第二回総選挙当時、松方の密使九鬼隆一が選挙対策活動を展開した地域であり、井上らの選挙応援活動、政府系議員結集工作とは比較的關係が浅かった。近畿選出政府系議員は結局「近畿団体」として中央交渉会に加入するが創立には参加しておらず、後に中央交渉会を母体に国民協会が設立された折には参加を拒んでいく。三月一日に早々と独自の非民党組織を作っていた九州選出議員がやがて中央交渉会の中で主導権を握って行ったこと（後述）とともに注目に値しよう。

その後、四月十五日には第二回懇親会が紅葉館で開かれ、小会合も時折、頭山宅などで行なわれている。⁽¹⁷⁾

さて、第一回懇親会のところには「百五十四名」⁽¹⁸⁾の参加が目論まれていたが、四月十日ころになると参加予定者の中から不協和音が聞えて来るようになった。『東京日日新聞』四月九日号の雑報「温和派議員の近事」に曰く、

東北団体も兎角感情の爲めに動揺せらるゝの憾あり。況んや長州議員は何れにも属せず、和歌山議員亦た団体組織には不同意の色あるが如し。京都の神鞭氏〔知常〓六区〕自ら独立を称し他と結合せんことを欲せず。安倍井氏〔磐根〓福島二区〕亦た然り。

新政府系会派への参加が期待されながら地元の事情や個々の政治家の事情から現実には参加しない者は決して少なく

なかった。井上毅が指摘するように「何となれば穏和派百五十人中には、政党殊に政府党たることを避る者あり、又主義に異見を生ずる者あり、又種々の感情より分離する者」が多いというのが実情だったのである。⁽¹⁹⁾

5

四月二十一日、第三回懇親会が行なわれ、次のような大体の方針がまとまった。四月二十二日の『国会』は報じて曰く、

各府県より一名若くは二名づゝの交渉委員を選出することに決したり。尤も最初は各団体より三名若くは五名位の委員を選出し日を定めて〔略〕麴町区内幸町なる旧大成会跡を以て中央交渉部とも云ふべき所、即ち会議所と爲し、諸般の打合は総て此所に於てすることに決したり。

府県毎に委員を出す方が全国組織としての統括力を増すものと思われるが、当面それが見送られたのは、前項に述べたように議員が得られない府県が見込まれたからである。また、大成会事務所の建物を引き継いだのは、新会派が大成会の正統な後継者であることを事実によつて示したかと思われるが、次に述べる四月二十三日の会合の決定と考へ併せると、会名の変更はこの時点で固まっていたようである。

四月二十三日、旧大成会事務所の新会派参加予定者が集まって全体会議が行なわれ、新会派の名称、組織、機能についての決定が行なわれた。四月二十四日の『国会』の雑報「独立派議員の交渉会」は左の如く伝える。

昨日午後一時麴町区内幸町旧大成会跡へ古荘嘉門、牧朴真、太田実、佐々友房、小野隆助、湯本義憲、窪田畔夫〔長野四区〕、平林九兵衛〔東京十二区〕等諸氏外六十余名会合し左の諸件を議決したり。

一、会名を中央交渉会と称すること。

一、交渉会は爾来毎日午後より集會すること。

一、交渉会に委員三名を選定すること、其委員は関東一名、九州一名、東北一名とす。

一、各議員に於て調査したる諸法案は交渉会に持出し尚審議の上其意見を確定すること。

この会派の名前は従来「中央交渉部」として知られて来たが、正式には「中央交渉会」であることが判る。「中央交渉部」とは四月二十二日の『国会』に見えるように「會議所」の名なのである。当時、議會では政党の存在が公式に認められていなかったため自由党・改進黨は集會所の名前をとって、それぞれ弥生俱樂部、議員集會所を院内交渉団体名としていたが、これに引きずられる形で中央交渉部が通称になってしまったらしい（元來が院内会派である中央交渉会にはわざわざ使い分ける必要は無い）。『国会』は両者を混用し、『東京日日新聞』は「中央交渉部」を主用しており、政治家の書翰中には「中央交渉部」とするものが多いが、本稿では自由党、改進黨の名称との均衡を考へて正式名称の「中央交渉会」を用いることとする。

さて、この会則では関東、九州、東北から委員一名ずつが出ることになっているが、これは地方別の結果がこの三地方以外では成功を収めていなかったことを意味するものと思われる。参会者六十余名はこのときの上京議員の全力に近い数字であろうが、最終的には後に合流した近畿団体十二名などを加え、九十五議席を数えることになる。

また、会則に拠れば、中央交渉会の機能は参加者が議員提出法案として準備した政策についての審議・意思調整にとどまり、文字通り中央における交渉連絡機関とされた。より多くの議員を収攬するための方法と考えられるが、会派としての統合、能動的な政治集団としての意思形成には大きな問題が残ったものと考えられる。実際、政府系議員の中には「最初よりして到底は打って一丸と為すの計画」⁽²⁾即ち中央交渉部を最終的には政党型の組織に改める考えが

あったのだが、「党派組織に変更するときは或は内部の鞏固を欠くの恐ある」として見送られて来た。人数確保を優先すれば一体性に問題が生じ、一体性を優先すれば人数確保が危くなるという矛盾の解決は当面先送りされたが、やがて第三議会で自由・改進黨との激突を体験し、さらには政府の背信行為に直面したとき、火急の課題として一挙に浮上することになるのである。

6

さて、これまでも幾らか触れて来たが、中央交渉会は幾つかの地方団体とその他の無所属議員の緩やかな連合体であって、その内部は到底一枚箸とは言い難いものであった。

例えば、政府系会派再興運動は実際には井上角五郎らによって進められたが、松方は政府系代議士中の有力者末松謙澄にも政府系議員の結集を委嘱した事実があり、両者は微妙な関係に陥った。日付は無いが明治二十五年三月かと思われる松方宛末松書翰には次の如く見える。

本日拝謁前もはや例之口軽先生より「末松とも相談し運動事務処設立之計画云々」と議員外或者に咄し〔略〕未だ熟成にも至らざる前よりかやうの事にては已に困却仕候。一体先頃伊東を以て御内話有之、其事も未だ計画中に、もはや他人へも同様之事御談合相成たるより実は計画二途に分れ如此義も差起候義に有之、小生おゐては逆も担任に堪がたくと恐縮罷在候。勿論小生自己おゐて国家之為めと思候事は充分尽力可仕、此辺は御安心可被下候。乍併事務云々と云ふ如き事は明朝例之人々集合之筈に付、其節猶篤と咄合、且つ小生可然担任抔申す事は先づ相断可申存候。閣下にも定て御慨歎之事可有之候。

文中「先頃伊東を以て御内話」とあるのは、衆議院解散の直後、松方が伊東に「末松氏身上の事に付ては松方総理よりも小生へ内談有之、今後の処は議員としても公然政府党として十分の尽力相成度、又政府に入りて官吏となるも飽く迄助力せられ度との望⁽²³⁾」を述べた旨が見えているのと対応するものであろう。

末松は一旦引き受けたものの、松方が井上らにも委嘱したのを知って松方に運動からの撤退を通知したのだが、そこには単に末松の自負心の問題だけでなく政府系議員の間の主導権争いがあったことも観察される。井上も松方に五十嵐・和田を紹介する書翰⁽²⁴⁾の中で末松について「實際団結の実力は末松・古荘などよりも此輩に多く有之」と微妙な評価を示している。末松が幹事役から退いたのがいつかは判然としないが、井上書翰、『国会』の記事では末松の積極的関与が描かれているのは三月十一日の会合までなので、まずこのころまでと見て大過あるまい。末松の主人・伊藤が政党組織を最終的に断念したのは三月十一日なので、末松の撤退は或いはこれと関連しているのかも知れない。十六日に井上が松方に五十嵐・和田を幹事役に追加したことを伝えているのも、末松撤退と関係がありそうである。⁽²⁵⁾

さて、中央交渉会では九州選出議員の数が九十五名中三十二名と三分の一を占め、大成会の七十九名中十八名からその比重を著しく増大させた。九州選出議員は三月一日に福岡で独自の大会を開くなど団結を誇っていたが、中央交渉会内部にはこれに匹敵する集団が他に無いだけに、その政治的比重の増大は単なる数字以上のものがあつた。そして、九州選出議員の中でも活動的分子として知られる熊本国権派の中には、佐々友房など政府系会派を政党組織に改めることに強い意欲を持つ者があり、その動きは一つの落勢力となっていた。二月二十三日付佐々友房宛品川弥二郎書翰⁽²⁶⁾には次のように見えている。

新党組織上に付ては巨細被仰越何も承知仕候。今日まで遅々致し候に付てはいづれの方面に於ても多少之議論五月蠅事は免かれ申間敷、今日にはじまらぬ事と御覚悟申も疎なり。御申越し之人物なればいづれに極り候ても大將軍

として差間無之事と存候。いづれ発表後ならでは極める事六ヶ數かるべし。大体委員組織と御覚悟申も疎なり。佐々が社会的知名度の高い人物を党首に戴いた政党の組織を考えていたことが判る。大成会時代すでに同会を政社型組織に改めようという動きがあったことが村瀬信一氏の研究で知られているが、佐々はさらに歩を進めて本格政党への改組を考えていたのである。もつとも、相談を受けた品川はその実現性には悲観的で、現実には中央交渉会として成立した委員組織型の会派となることを見越していたことが読み取れる。

三月六日の『国会』社説は、非民党議員が政党を作ると仮定した場合、「彼の非民党中最も有力なる九州議員を以て之が根拠となすを得べく、而して其他の非民党議員に対して所謂去る者は追はず来る者は拒まざるの度量」を示せという九州議員中核論を唱えているが、中央交渉会中随一の結束力と人数を誇る九州選出議員が政党化志向を持つことは、爾後の中央交渉会の国民協会への改組において大きな意味を持つて来るのである。

この他、政府系議員の中には後藤象二郎の影響下にある者も含まれていた。井上角五郎は三月十二日付松方宛書翰の中で「昨今後藤伯の挙止に付一応御面会申上度」と松方の注意を喚起している。

以上のように、中央交渉会の中には井上グループの他、九州選出議員、途中参加の近畿選出議員、末松謙澄の存在など、会派としての一体性に亀裂を生じさせかねない人脈の問題が伏在していた。実際、後述べるように、井上が参加を期待していた議員の一部は中央交渉会の設立寸前に離脱し、「独立倶楽部」を結成するのである。

7

さて、これまでに中央交渉会設立に至る政府系会派再建運動の過程を、主として政府系議員（殊に井上角五郎ら）

の側から観察して来た。松方が井上と連絡をとっていた様子は先に述べたとおりだが、政府系党派再建問題について政府側はどのように考えていたのだろうか。

実は松方は第二回総選挙の直後、政府党の組織を検討したことがあるらしい。二月二十二日付松方宛井上毅書翰に
 曰く、

内申。先時御内話之件若一の流行物と相成候而、気早の才子連我れ先にと名を列し候様之事に至候は、却而不利益而已ならず、議員連中も亦厭ひ候様之景況に立至可申敷。生之愚考にては渡辺、西村辺之人に而先つ試申度存候。何れ議員之重立たる者集会之上に而彼等之冀望に任候事尤可然奉存候。

同日、松方から政府党結成について相談を受けた井上毅がこれに消極姿勢を示し、渡辺大蔵次官や西村捨三農商務次官（彦根）にも意見を求めるよう進言しているのが判る。井上は一応伊藤の幕僚に見立てられていたが、本人は明治政府全体に奉仕する献策家を自負しており、第一議會、第二議會では政府委員級官僚の中核の一人として活躍していた。

この書翰が書かれた二十二日は、伊藤新党問題決着のための「黒幕會議」の前日に当っており、松方の政府党組織検討は多分にこの問題と関連しているように思われる。恐らく、伊藤の政党組織を嫌う松方は、政府が率先して政党型の新会派を作ること、伊藤の企図を断念させようとしたのであろう。井上は同じころ松方の幕僚渡辺国武に「内閣之流行物に成候とも新政党之気骨家はいやに感可申候」と書いて⁽³²⁾いる。伊藤の反撥を考慮して、政党組織を行なわないよう間接的に松方に求めたものであろう。先の松方宛書翰中に「却而不利益」とあるのはこの辺を指すものであろう。また、「議員連中も亦厭ひ候様之景況」とあるのは、政府系議員の政党形態への拒絶反応を指すものと思われる。

松方の周辺では幕僚の渡辺が井上毅とも連絡をとりつつ政府系会派再建問題に関与していた。二月二十四日付伊藤博文宛井上毅書翰⁽³³⁾には、「別紙は渡辺国武氏政党運動事に付意見有之に付、同氏へ相示候愚見に有之、同氏よりは定而首相へさし出候事存候」と見え、前にも引いた三月一日付渡辺宛井上毅書翰⁽³⁴⁾には「新議員之集會も發起者之辺はむま^く行けそうに相見候。増田、古庄、井上、湯本、白井、太田等例之二重輪廓^ニ之考歟と被察候。大政党団結論は急にやりたらばしくじりと存候」と見えている。前者の書翰は渡辺が松方と連絡をとりつつ動いていたことを思わせるし、後者の書翰はこの問題について、渡辺と井上毅がかなり稠密な意思の疏通を行なっていたことを窺わせる。特に後者からは井上・渡辺らが「例之二重輪廓論」についてある程度の合意に達していたらしいことが看取される。

この二重輪廓論については、註33の「別紙」即ち井上が渡辺の求めに応じて提出し松方が閲覧した書類の中に、井上自身の詳しい説明が出ている⁽³⁵⁾。その総説部分に曰く、

政党组织の事と夏期議會に対する政策とは區別して兩段となさざるべからず。政党组织の事は夏期議會の間に合はざるのみならず、之を急にするときは却て議會政策の妨となるべし。何となれば穩和派百五六十人中には政党殊に政府党たることを避る者あり、又主義に異見を生ずる者あり、又種々の感情より分離する者ありて、政党的の成立は其の半数内外に出ざるべし。若政党的のみ政府案を養成して他の中立無所属は養成せざるの結果を生ぜは却て議會政策の爲には不利益なるべし。故に政党组织は永遠の爲の目的とし、議會に対する政策は目前の急務として講究せざるべからず。

即ち、井上毅は政府系議員取攬問題について、当面の目標Ⅱ第三議會対策、究極の目標Ⅱ政府党的の樹立に分けて考え、現時点での政党的結成を不得策としている。井上はさらに前者の実現のためには、「政党的の小区域に拘らずなるべく多数を牢絡せざるべからず」とし、そのためには議案の選択と調和の方針、議員の解散忌避心理の活用が必要だと

している。また、後者については「政党組織の事は到底必要の事たり。故に夏期政策に拘らず之を挙行すべし」とした上で、組織の方法には「政府中の名望且有力者自起りて誘導率先する」方法と「政府は間接の誘導に止まり政党彼れ自らの発生に任する」方法とがあるが、第一策は「今之を強て断行せば至りて少数なる一党を作るに過ぎざるべし」と断じ、現在採るべき方針としては「首領は必しも他に求めずして政党自然の発達に任せ、姑く幹事組織とし政府との関係は交渉委員を用ひて足れり」と結論している。これを簡約すれば、当面の多数確保工作が大輪郭、大輪郭の中から醸成される政府党が小輪郭と見ることが出来よう。井上は前者を「夏期議会の必要物」、後者を「永遠の必要物」としている。³⁶井上はまた、政府党組織の際必ず問題となる超然主義との関係についても触れ、政府党への相応の援助は必要だが「現内閣の首領即ち政府党の首領ならざるべからず」という形態は不可としている。

この献策について渡辺は二月二十三日、松方に「井上より別紙さし越一覽仕候処、事情不得止儀とも被相考、且これはいつれ地方人之情実より起り候儀とも被存、且首領一件に付而は段々御心配も可有之折柄旁完全之事には無之候得共、もはや日限も迫り居候儀不得止敷³⁷」と書いており、松方周辺が政府主導型の政党結成断念に傾いた様子が窺われるが、井上の二重輪郭論を採用したか否かは判らない。但し、前引の三月一日付渡辺宛井上書翰の「例之二重輪郭之考」の表現から推すと、井上毅・渡辺と井上角五郎グループの間に共通の理解があったようにも思われる。その場合、それが政府側、議員側のいづれから生れたものなのか、或いは別個にそれぞれ発生したのか、或いは両者の接触の中から生れたのかなどは現在の処よく判らない。なお後考に俟ちたい。井上毅自身は前述の構想に基づき、開票直後から同郷の佐々らと接触していたようである。³⁸

この他、政府関係者では議会対策、選挙対策の関係上、内務省首脳が政府系議員と親密な関係にあった。殊に白根内務次官が政府系議員の信頼を集めていたことは、二月半ば白根辞任の流言が飛んだ際、政府系議員のリーダーの一

人白井遠平が西郷従道に「同氏若し一朝内務を去るの事あらは地方官を始め温和派議員及同志者一同落胆沮喪如何ともするなきに至らん」と書いてあることからも知られよう。また、内務省首脳が政府系議員の結集に深い関心を払っていたことは、二月十九日付品川宛白根書翰の「既に味方多数なる事判然、先づ是れにて一段落は相付き候得共、目今政略上之如何に依りては連月之御苦辛も忽ち水泡に属し可申、此而已痛心罷在候」などから窺い知ることが出来るが、この時点で政府系会派の育成にどのような構想を持っていたかは必ずしも明らかでない。因みに内務省系紙『朝野新聞』は三月五日の紙面で「昨年民党の故智に倣ひ互に先づ交渉委員を出すの策を画し、以て他日鞏固なる大聯合の地をなすに止るべし」と井上構想に近い論説を展開しているが、やはり内務省系紙の『国会』は翌六日「非民黨議員の聯合に就て」と題する社説で、「進んで正々堂々国家主義の一大政党を組織し其の之れに加盟を屑とせざる者あらば其時こそは始て交渉委員を出して事実問題に相聯合するの策を執るに在るのみ」と論じている。政府系会派の将来について今一つ焦点が定まっていなかったのかも知れない。但し、後に国民協会の設立準備に際し西郷従道が品川に「組織上の事等は白根君其他被仰合何分よろしく御頼みする」と語ったことから判るように、白根が政府系議員に強大な影響力を持ち、政府系会派の育成に強い関心を懐いていたことは確かである。

8

政府系会派再興運動が終盤を迎えていた四月半ば、官民両派の周縁に位置する中立・独立の議員を結集し独自の会派を作ろうとする動きが浮上して来た。政府系会派再興運動がこの動きの直接の契機の一つであったことは想像に難くない。四月十七日の『国会』の雑報「独立民党の新団体起れり」に曰く、

自由党よりすねて出られたる河島醇氏〔鹿児島五区〕、国権党中の自由分子とも云ふべき稻垣示氏、勤儉尚武派の柴四朗氏〔福島四区〕、巴倶楽部の鈴木重遠氏〔愛媛四区〕并に例の評判に上れる大東義徹氏〔滋賀三区〕其他旧独立倶楽部、大和倶楽部派等の議員諸氏にて、新に自由・改進黨両党にも加盟せず官派にも聯絡せざる独立の新団体を組織したり。或は之を呼んで独立民党と呼べり。然るに尚ほ此上に和歌山（陸奥派）、奈良、新潟、宮城等非藩閥主義の議員をも抱合して一大運動を試むるの計画あり。

このうち和歌山、宮城選出議員や稻垣は、井上角五郎が参加を確実視或いは有望視していた部類に属し、他も大部分が皮算用の「百五十四人」に含まれていたと見られる。『国会』四月二十日号の雑報「今後に於る独立民党の運動如何」はこの会派の動向について、

新加盟者も藩閥政府を非とする者多く、自ら純民党と称する程なれば政府に対する反対の度は旧巴、独立の二倶楽部に譲らざるべし。而して此団体の把持する所は同主義者三十若くは四十を列ね、此団体の賛否に由り議場に於ける勝敗を決するの勢力を養ひて従来民党の過激に失するの点を矯正するにあるが如し。

と、新団体の穩健性に期待を示しながらも、この会派は野党性が強いこと、この会派の向背が議会の勝敗を決し得ることを指摘した。

四月二十五日、これらの人々は「所謂吏民両党に偏向せず厳正独立の地に立ち国利民福を企図して国民の代表者たるの責任を全うするを以て方針とす」る新会派「独立倶楽部」を結成した。第二議會にも同名の会派があり、メンバーも多少重なるが前述の通り別会派である。新・独立倶楽部の会員は三十一人に達し衆議院の一割を占めた。

こうして、第三議會に向けての会派再編成がほぼ終了した。この結果、衆議院三百議席の内訳は中央交渉会九十五、自由党九十四、改進黨三十八、独立倶楽部三十一、無所属四十二となった。無所属は多くが政府系と見られる

が、中央交渉会と無所属を合せても過半数に達せず、自由党・改進黨の民党連合も過半数を得られなかった。今や独立倶楽部の動向は与野党の注視する処であり、「独立倶楽部の引張風」「議場勝敗の決一に賽、バーネル派の独立倶楽部が肩の担ぎ方にあらんとは隠れもなき目下の形勢」となった。⁽⁴³⁾

實際、五月二日の召集日に行なわれた衆議院議長候補者選挙では、独立倶楽部の支持を得た自由党の星亨が一位になり、天皇から議長に任命された。これは独立倶楽部の一角を成す和歌山選出議員のリーダー岡崎邦輔を介し、陸奥宗光が画策した結果であった。⁽⁴⁴⁾（岡崎は陸奥の従弟で幕僚）。

その陸奥は「独立倶楽部特に和歌山議員之内より何歟名譽ある職を取るべし」「此議會中なりとも独立倶楽部の一致御計り可被成候」と岡崎に独立倶楽部内での主導権掌握を指示するとともに「干渉問題、北海道問題は是非提起すべし」「星は政府に向ひ『こはもて』の策を取るべし」「議會開場之当日に総理、内務両國務の演説あるべし。是は何時も唯一場之演説に止まり候慣習なれども、何卒今回は其演説の語中（否な文中）に非難すべき点を見出し〔略〕國務大臣をして答弁せしむるの手續を為すべし」「此事は星其他老兄若くは児玉の意見と相談すべし」と、星と提携して松方政權を攻撃するよう求めていた。⁽⁴⁵⁾ 陸奥は松方政權を早期退陣に追い込み伊藤政權を招来することを基本戦略としていたのである。

こうして、政府系会派再建工作は不十分な結果に終り、独立倶楽部が野党色を強める中、松方政權は五月六日の開会日を迎えたのである。

註

(1) 村瀬信一『史党』大成会の動向（『日本歴史』四五四）参照。

(2) 明治二十四年十二月七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』一六二頁）。

- (3) 「松方正義文書」↓六一五—三。なお、『松方正義関係文書六』五一—四頁に「十一月念七日」とあるのは十二月の誤りである。
- (4) 政府系新聞の詳細については、拙稿「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」及び「明治時代の政治的コミュニケーション（その3）」（『東京大学新聞研究所紀要』三五）参照。
- (5) 高橋雄材『明治警察史研究三』（警察協会、昭和四十三年）二三四—二五八頁。
- (6) 同右及び「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」参照。
- (7) 拙稿「干渉選挙再考」（『日本歴史』三九一）参照。
- (8) 『国会』明治二十五年二月二十日号。
- (9) 「松方正義文書」↓六一—二八六。
- (10) 「松方正義文書」↓六一—三〇五。
- (11) 「松方正義文書」↓六一—三〇〇。
- (12) 「松方正義文書」↓六一—二九四。
- (13) 「松方正義文書」↓六一—三〇八。
- (14) 『東京日日新聞』明治二十五年四月三日号。
- (15) 同右。
- (16) 『国会』明治二十五年三月二十九日号。
- (17) 『東京日日新聞』明治二十五年四月十六日号及び四月六日号、四月十二日号。
- (18) 『国会』明治二十五年四月五日号。
- (19) 『伊藤博文関係文書一』四二七頁。
- (20) 『国会』明治二十五年五月十九日号。
- (21) 同右。
- (22) 「松方正義文書」↓八一—三六二。
- (23) 明治二十四年十二月二十七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』一七四頁）。

- (24) 明治二十五年三月九日付書翰（「松方正義文書」↓六一—三〇七）。なお、大成会時代の末松の関与した内訌は明治二十四年十二月七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰に詳しい（註2参照）。
- (25) 年表類が末松を中央交渉部（中央交渉会）の主な創立者に見立てているのは、適当とは言えない。なお、末松は二月二十四日選挙区民に向けて「告知書」を発表しているが、その中で「自由・改進黨の兩党と徹頭徹尾相容れざる」ことを述べる一方、「内閣の政略にして将来若し大に其面目を改むる所あらざんば予は決して之を贊助すること能はざるなり」としている。末松はまた「一旦必要の時機到れば予の之を瀆ぐこと決して世の所謂志士を以て自ら任ずる者の後に在らざるべし」とも書いているが、この日は藩閥首脳の政党組織反対に反撥した伊藤枢密院議長が辞意を表明した日に当たっている。当時、末松の「告知書」はこの動きに対応したものと捉えられた（明治二十五年三月六日付伊藤宛井上毅書翰（『伊藤博文関係文書一』四三〇頁）参照）。
- (26) 憲政資料室所蔵「佐佐友房関係文書」。
- (27) 註1参照。
- (28) 「松方正義文書」↓六一—三〇〇。伊東巳代治は大成会時代の後藤の関与について「松方、後藤兩伯か互に自己の考を以て操縦致候為め管に統一する能はざるのみならず」云々と書いている（註2参照）。
- (29) この井上角五郎のグループそのものも複雑な内部構造を持っている（註2参照）。
- (30) 末松は中央交渉会には入会しているが、終始冷やかだった（明治二十五年五月十八日付伊藤博文宛末松謙澄書翰（『伊藤博文関係文書五』四一二頁）参照）。
- (31) 「松方正義文書」↓六一—三六五。
- (32) 年月日不明だが、二月二十三日前後と推定される。『伊藤博文関係文書一』四二七頁。註33の書翰の別紙。
- (33) 『伊藤博文関係文書一』四二七頁。
- (34) 渡辺国武関係文書研究会編「渡辺国武関係文書（二）」（『社会科学研究』一八一—五）。
- (35) 註32参照。
- (36) 井上の書類の説明図を見ると、大輪郭と小輪郭は完全な包含関係にあるのではなく、一部重ならない部分がある。
- (37) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書八』（『塙書房、昭和五十五年）二九〇—二九一頁。註33の書翰の別紙とし

て、井上毅經由で伊藤の許にもたらされたものであろう。

- (38) 明治二十五年二月十九日付佐々友房・古莊嘉門宛井上毅書翰（佐佐友房関係文書）。
- (39) 明治二十五年二月十七日付書翰（東京大学史料編纂所所蔵「西郷従道家書翰帖」）。
- (40) 「品川弥二郎文書」。
- (41) 明治二十五年五月二十九日付井上馨宛品川弥二郎書翰（井上馨関係文書）。
- (42) 『東京日日新聞』明治二十五年五月一日号。
- (43) 中村菊男『星亨』（吉川弘文館、昭和三十八年）一〇二頁。
- (44) 明治二十五年五月三日付岡崎邦輔宛陸奥宗光書翰及五月四日付書翰（伊藤隆・酒田正敏『岡崎邦輔関係文書・解説と小伝』〈自由民主党和歌山県支部連合会、昭和六十年〉一〇八〜一一〇頁）。

三 第三回帝国議会

1

第三回帝国議会は五月二日に召集され、六日に開院式が行なわれた。松方首相は九日、衆議院で施設方針演説を行ない、第三議会での重要課題を次のように説明し、議会の協賛を求めた。⁽¹⁾

諸君、今回帝国議会に提出せる議案は、事後承諾を求むるの件、府県監獄費国庫支弁法案、私設鉄道買取法案、二十五年年度予算追加案等である。客年十月、愛知・岐阜両県下震災に係る救済、並に河川堤防工事費、予算外支出と其後右両県並に富山・福岡二県の土木費補助予算外支出とを併せて議会の承諾を求めた。〔略〕目下緊急の事業に属する経費は追加予算として特に議会の協賛を求むる。其の重要なものは専ら国防に関するものにして、即ち新に軍艦を製造して海軍の勢力を維持すること、製鋼所を設置して造船・造砲其他軍事上必要の鋼材を製出すること、東京湾砲台建築の年期を繰上げ帝都の関門たる港湾防禦の速成を期すること〔略〕等にして、最も必要の経費である。

選挙干渉については特に触れる処は無かった。また、政府が提出した追加予算案は歳出・歳入とも二八一万五千円であつた。

自由・改進黨を基幹とする野黨勢力は選挙干渉問題の責任を追及し、併せて重要議案に打撃を加えることで松方政權に致命傷を与え、一挙に退陣に追い込む構えを見せていた。

これに対し松方首相は、五月七日付伊藤東書翰第一信に「⁽²⁾对政黨之方面は松方総理并後藤、高島之二大臣受持と申事」と見えるように、後藤遙相、高島陸相の二人を參謀に多数派工作に取り掛かっていた。後藤は「昨夜来独立俱樂部に着手罷在、尚議員外之もの杯呼寄面会可致」⁽³⁾と独立俱樂部説得に当り、高島は「自由党中に名籍を掲ぐるもの、中十三名は昨夜中に裏切為致候様之手筈に相成居候」⁽⁴⁾と、自由党閥東派の一部の切り崩しに掛かっていた。政府ではこれらが成功すれば、「尚此際二三十名の味方を得候は、安々と勝利を得らるべく」⁽⁵⁾と目算していた。

五月十二日、河野広中（自由党）を提案者とし、島田三郎（改進黨）らを賛成者とする「選挙干渉に関する上奏案」が衆議院本會議に上程された。松方は登壇して官公吏の選挙干渉の事実を全面的に否定する演説を行ない、与野党間で激論が交された。上奏案は即日採決され、その結果「選挙干渉問題之上奏案僅々三票之差に而政府方之勝利」⁽⁶⁾となった。賛成票百四十三、反対票百四十六が採決の結果だが、独立俱樂部の票が政府方に傾いたことが否決の原動力となった。自由党、改進黨、中央交渉会の票はごく僅かの取りこぼしがあったにとどまった。⁽⁷⁾

内閣ではこの上奏案を「勝敗之決を此問題にて決せんとする者の如し」と評価し、「故に右上奏案は内閣に対する『ガウンレット』と看做し得べく、就而は内閣も亦議院之様子によりては其『ガウンレット』を取上げ一刀両断之覚悟に有之候」と強硬態度で臨む構えであった。⁽⁸⁾書類作成のため内閣に出入していた伊東巳代治は同じころ伊藤に「調和策を中止して極端まで衝突するの方針を取るに至りたるは却而為国家大幸と存候」⁽⁹⁾と書いており、松方らは最悪の場合には解散をも辞さない構えだったと見られる。

上奏案の否決で一旦その危機は去ったが、それは寸時の偷安でしかなかった。五月十四日には「議場温派之虚に乗

し」⁽¹⁰⁾はぼ同趣旨の「選挙干渉に関する決議案」が、緊急動議として中村弥六（改進黨）から衆議院本会議に提出され、討論の末、賛成百五十四、反対百十一で可決された。

十二日の議場では与野党とも総動員状態にあったが、十四日は上奏案否決で緊張が緩んだためか与党議員に欠席者がかなりおり（当日は土曜日でもあった）、また採決においても前回反対投票をした者で賛成に回る者が見られた。五月十五日の『国会』に拠ると、独立倶楽部は五人が一転して賛成票を投じ、中央交渉会も三人が賛成票を入れている。この他、東北・近畿出身の無所属議員にも賛成に回る者がかなり見受けられた。⁽¹¹⁾

同夜、白根内務次官は松方首相に面会して「停会を命ぜられんことを強請」⁽¹²⁾したが、松方の容れる処とはならなかった。一時は解散を含め強硬姿勢を貫く肚を決めていたものの、可決されたのが上奏案より衝撃力の弱い決議案だったことと、⁽¹³⁾十二日には一度は否決に成功していることから、態勢を建て直し得るとの迷いが生じたものであろう。

2

こうした中、白根専一内務次官は五月十五日、二千五百字に及ぶ長文の意見書を松方首相に提出した。⁽¹⁴⁾白根は、十四日は決議案の採決前に停会すべきだったこと、また昨夜、松方に停会決行を申し入れたが容れられなかったのは遺憾であるとした上で、当面採るべき方策を以下のように論じている。

即ち一旦停会を命じ其開会劈頭に於て温派に向て、本月十四日の決議は是れ政府を以て信用なき政府としたるものなれば自今議院に於て政府より提出する議案は尽く之を否決せんと欲するか、又は総て之を議せざるや否の動議を呈出せしむへし。此動議に対し無論尽く之を否決すへし、又は議案を返還すへきの説多数なれば直に議会を解散す

るの外なしと雖も、若し然らずして可なる者は之を可決せん、否なる者は之を否決するのみとの説多数ならば、更に一の動議を起し、今議決の如くなれば本月十四日に決議したる緊急動議と自家撞着し決して両立すべき者に非されは、宜しく速に十四日の議決を取消すべきを論せしむへし。

十四日の議決を内閣に対する全面不信任と捉え、爾後の法案審議について衆議院が是々非々主義をとれば、その論理的「矛盾」を衝いて十四日の議決を取り消させようというのである。論理の進め方にやや飛躍があるように思われるが、白根はさらに次のように論ずる。

今之を行はんと欲せば、昨夕上申せし通り一旦停会を命し時日を与へ、温派をして他の諸部と交渉せしめ大に其根拠を固くせしめ、後日緊急動議呈出の日に当り温派の説をして多数を制せしむること緊要にして、温派必勝を期する見込なきに於ては此動議を起さしむへからざること勿論なり。此の動議の出るに当り激派に於て十四日の議決は取消に及はず、其議決に依り国務大臣責任を一身に引き受け身を奉して退けは足れりと論し、此説多数を占むるあらは尚解散を命せらるゝの外なかるへし。

停会は、多数派工作のための時間稼ぎとして捉えられていることが判る。

さて、白根は右の方策を有効に実施するには「第一に内閣の基礎をして十分に鞏固ならしめざる可らず」として、政府部内の景況について論じている。その内容は自らの上司たる副島内相の解任を求めるもので、この意見書の大眼目は寧ろこちらにあると考えられるのである。即ち曰く、

現に本官の輔佐する所の現内務大臣副島伯の如きは、其初め任に就くや地方官に対し、余は前任品川大臣と主義を同くする者也と明言しなから其後の所為を熟察するに言行相反する者少なからず。或は最初の方角を変せられしやの疑なき能はず。

これは副島の選挙干渉責任者処分問題を廻る白根との対立を指すものであろう（「その一」参照）。白根の副島への筆誅は次第にその熱度を増してゆく。

此の如き挙動ありては内閣の不鞏固を表白し、随て温派の志気を沮喪せしめ遂に解体せしむるに至るへし。今や我政府の頼む所は僅かに一の温派あるのみ。「略」且つ窃かに聞く、同伯は破壊党中の人物を以て其入幕の賓となすと。其真偽は之を証せずと雖も、種々の形迹を以て之を推せは天下の口は蓋ふ可らざるなり。元来温派は其団結薄弱にして動もすれば解体せんとするの傾きあり。是れ温派其物も罪なきに非すと雖も、内務に長たる其人にして主義の鞏固ならざる、此の如きも亦幾分か其責を分たざるを得ず。果して此の如くなれば伯は断然国家の爲めに勇退せられざる可らず。他省大臣の如きも万一如此主義を有する者あらば、閣下の所見を以て其一二を更迭せしむるも亦国家の爲め已むを得ざるの手段なるへし。

議會対策に深く関わる内務省の主が選挙干渉責任者処分を考え、且つ民党と交流があることは、政府系議員の結束を崩し議會における政府の基礎を失わせるものと位置づけられているのである。仮定の問題とはされているが、更迭すべき他省の大臣とは河野、後藤あたりを指すものであろう。白根は明らかに非薩長關係を「敵」と見做しつつあるのである。白根の墨跡はさらに過熱してゆく。

本官の策にして行はれず「略」十四日の決議をして其儘に存在せしめ、閣下尚依然として政府案を維持し政府委員をして亦覲然として議場に列し説明の地位に在らしめんと欲せは是れ木偶人にして可なるのみ。「略」如し之を忍はんと欲せは本官は閣下を始め各大臣も共に袂を聯ね其職を去らるゝ事至当なるへしと信せり。「略」閣下如し本官の言を以て採る可きありとせは、断然今日停会を命せられ然る可し。如し今日に於て之を了せず因循一夕を経過し明日依然議場を開かしめは、其議場に上る所の監獄費国库支弁法案の如き、本官に於ては其説明に従事するに忍びず。

即ち、白根は政府委員としての登院拒否を示唆して松方に停会実施を迫っているのである。「壮士次官」⁽¹⁵⁾の異名をとる白根の精悍な個性を窺わせて余りある一文だが、同時にそれは、このような激越な要求を為し得るほど松方が白根らに頼む処があったことを意味するものである。白根はさらに「前陳の策にして如し採用せられざるも、本官は昨年十二月上申せしか如く自から直に今の地位を辞するか如き卑劣の手段を取らず。何んとなれば本官が政府に尽す所の精神に於ては始めより毫も変更する所なければなり。雖然閣下に於て本官は其任に堪えずとして更に他の人を以て之に代へんと欲せば本官は今の禄位を視ること弊履の如きのみ」とも述べている。その信念の堅さと権力意志の強さは、正に瞠目すべきものがある。半月後、白根は濃尾震災救済緊急勅令問題で副島と正面衝突することになる。

3

松方は白根の即時停会論には直ちに同調しなかつたものの、政府提出法案否認に関する動議で十四日の議決を封殺することについては真剣に検討したらしい。だが、動議の提出には政府系議員の中に難色を示す者があり、議会の情勢にも変動が生じて、結局十六日正午に一週間の停会が実施された。五月十六日付伊藤宛伊東書翰⁽¹⁶⁾には左の如く見える。

本日は昨夜御聞及之通議院に於ても花々敷討論可有之と存居候処、正午頃突然議会に停会を命せられ候との事日報社より通報し来〔略〕同伯〔松方〕より聞く所に依れば、温和派之連中に而昨夜来彼動議提出に異論相生し到底好結果を得るの望無之、其内改進黨は本日の開議早々内閣大臣の総辞職勧告の動議を提出すへしとの密謀相洩れ、夫是にて片時も猶予する能すとて突然停会之沙汰に被及候由に御坐候。

同日、善後策協議のための閣議が催されることになったが、伊東はその直前松方から閣議案の起案を求められ、四ヶ条から成る案を提示して採用された。このころ松方はしばしば伊東に献策を求めているが、伊東との協同作業を通じてその背後にある伊藤の支持をとりつけようとしたものであろう。伊藤は「その一」に述べたように小田原別荘に籠居し、松方政権への能動的援助を手控えていた。

さて、伊東が松方に提出した閣議案とは以下のようなものである。この案は同日の閣議で了承されている（井上毅も陪席）。

一、今度の停会は解散準備の為なる事。

二、議院の形勢一変して政府党の多数を回復する歟、又は反対党自ら反省して前日の決議を消滅せしむるの手段を施し、若くは向後政府案を可決するの意思を表明する歟、孰れとも政府の面に塗りたる泥土を洗滌する迄に政機一転するに非されは停会の命を解き再び開会せざる事。

三、再び解散を断行する上は三解散四解散をも避けず、従来の国是を貫徹する為に、再び憲法政治の円満なる施行を謀る為に、衝突に重なるに衝突を以てし極端まで衝突するの覚悟あるべき事。

四、反対党か解散後議院外の運動に於て辞職勧告等の策に出るも、各大臣は協同一致我憲法の主義を守り堅忍不拔の精神を以て強硬なる返答を為すべき事。

解散の覚悟を基調とした強硬方針が綴られているが、第二条第一項には比較的着手容易な解散回避・局面打開策が述べられている。伊東もまた、確たる見通しが立てられなかつたのであろう。松方らは取り敢えず多数派工作を試みることとし、「上奏案に反対したるにも拘はらず決議案に賛成したる議員を収攬せん⁽¹⁷⁾」と企てた。

同じころ、河野農商相が「親敷御高諭蒙り度⁽¹⁸⁾」と伊藤訪問の意向を示し、伊藤側も申し出を受け容れた。危機的情

況の中で伊藤の支持を取りつけようとしたものと思われるが、伊藤もまた傍観を続けられなくなったものであろう。伊藤は「決議の爲めに進退致し候様にては政府自ら憲法を破る慣例を造り可申候」という考え⁽¹⁹⁾だった。河野の来訪は結局、政況が流動的なため取止めになっている⁽²⁰⁾。十八日夜には伊藤が一時帰京したが、政府首脳と懇談したか否かは定かでない。

伊藤の動向は政局を動かす一つの鍵となり得るものと見られており、二十二日には山県有朋が来訪している。山県は二十三日、懇談の結果を踏まえ、徳大寺侍従長を介して伊藤の意見を上奏したが、『明治天皇紀』所引の「徳大寺日記」要旨に拠ればその内容は左のとおりである⁽²¹⁾。

今回帝国議会展会を命ぜられたるを以て、臣等力を政府・議会の調和に致すと雖も、議員等卻りて激昂し益々相反目するの状あり。或は復た議會解散の不幸を重ぬるなきや恐る。是れ寔に止むを得ずと為すも、政府にして若し再び議會を解散せんとせば、先づ将来の方針・手段、例へば将来選挙干渉を是認するや否や、又は大臣更迭の要如何等に就きて熟議し而して後に之を決すべし。若し漫然議會を解散するが如きことあらば後日の大害將に測られざらんとす。臣深く之れを憂ふ。故に大臣等解散を奏請するあるも直に裁可あらせられず、願はくは先づ樞密院に諮詢して其の可否を質し審議を尽さしめたまはんことを。

伊藤は現状での解散に明確に反対の意向を表明し、加えて松方の解散権行使に制約を加えようとしている。

また、伊藤はこれまで第二回総選挙の選挙干渉については、議會対策上現場レベルの処分で収拾し深くは責を問わない意向を示していたが、ここでは今後の問題としながらも、選挙干渉そのものを否認する考えを示唆している。さらに伊藤は大臣の進退を検討することにも言及しているが、この「大臣」が誰を指すにしても、それは松方政権全般への不信感を間接的に表現したものと受け取れる。伊藤は両案件を解散の前提条件としているが、いづれも短時日

のうちに処理することは困難な問題であり、これに取り掛かれば会期中の解散は事実上封殺されることになろう。徳大寺は山県上奏の際「其時機に不立到も、目今の形勢に付御諮詢被為在候節は老兄（伊藤を指す）直に御上京可相成」と求め、山県は「勿論の議」と答えている。⁽²⁴⁾ こうした伊藤らの意向と宮中の反応は、解散問題についての松方のフリーハンドを大きく制約したものと考えられる。

そして、今一つ注目すべきことは、伊藤と山県が連携して動き始めたことである。従来とかく微妙な関係にあった二人が協同歩調を取ったのは、危機的情況の下、小異を捨てて藩閥の防衛に当るとともに、漸く命数の見え始めた松方以後の政局を睨んでのことかと思われる。二人は陰微な主導権争いを繰り抜けながらも、議會終了後の松方退陣問題で重要な役割を果たすことになる。

なお、このころ鳥尾小弥太、谷干城、頭山満らが伊藤との面会を希望し、⁽²⁵⁾ 改進黨の島田三郎・末広重恭、自由党の河野広中・竹内綱らが伊藤の女婿末松に接触を試みている。島田は「此際政府部内に新空気を入るゝが大切なり」、末広は「松方等は辞職するの外あるなし」⁽²⁶⁾ などとしているが、政党方面でも政局の打開に伊藤が影響力を行使することを期待していた様子が窺われる。

一方、同じころ、白根らに近い古参地方官が相次いで上京し、政府に対議會強硬策を督促すべく運動している。六月二日付伊藤宛伊東書翰⁽²⁷⁾に、これまでの「白根の専横」の一例として「知事を招集すべからずと云ひ置きたるに副島伯を出し抜きて招集」とあるのは、この時のことを指すらしい。五月二十一日の『国会』の雑報「政府部内ヤツキ組の密会」に曰く、

政府方のヤツキ組と称せられたる安場福岡県知事、松平熊本県知事外一名の知事には昨日午前其派の頭領白根内務次官の官邸に会して何事か秘密の協議を凝らしたりとは偕て何事の混胆⁽²⁸⁾にや。

また、同日の雑報「地方長官上京の理由」は、この他山田信道大阪府知事（熊本）、北垣国道京都府知事（鳥取）、成川尚義三重県知事（上総国白幡）らが上京したことを報じ、古参地方官らの結束と運動について左のように詳報している。

地方長官中の幌馬車連と称せらるゝ安場福岡県知事、船越宮城県知事を滞京せしめ、内閣が議会に対する政策を視察し、事若し地方官に不利なりと認むるが如き事あるに於ては、直ちに電報を發し其旨を通知することを約したるに〔略〕内閣の議動もすれば外部の刺衝に動かされんとするの模様あれば、滞京知事より其旨を同志の知事に通報して頻りに上京を促がしたれば、此等知事は此は只事にあらざるべしとて直ちに上京したることなれば、此上は滞京知事を助け政府をして強硬政策を施さしめて議会に対し一步たも譲ることなからしめんとするならん。

安場保和（熊本）、船越衛（広島）が連絡係として東京に残つて政府を監視し、他の古参地方官らと組織的運動を行なつていたことが判る。二十一日夜には内務省白根グループ（白根、小松原、大浦）と古参地方官の安場、北垣、船越、成川、松平らが築地のひさご屋に集まつて氣勢をあげている。これらの記事はいずれも内務省系紙の『国会』に出たものだが、そのこと自体内務省筋の政府牽制の動きと見てよいだろう。

4

さて、停会により極度の緊張状態とも膠着状態ともつかぬ様相が深まる中、五月十六日ころから政府系議員の間で、中央交渉会を政党内組織し直そうという動きが出て来た。五月十七日付伊藤宛末松書翰²⁸には「温和派中之一部は昨夜湖月に会し懇談会致し候由。其席にて政党組織之必要坏も談じ口氣丈は大分慷慨憤発之様ありしも、迎もだめな

りとて其事を来告するものも有之候。政党とすれば西郷をかつき出さんと内々たくみ居る輩も有之よしに候」と見える。統いて翌十八日付書翰⁽²⁹⁾には、

交渉部員杯は仮令解散に遇ふも到底相提携して破壊党に当るべしとの盟約書を作り調印を取り居るよし。又政党組織之準備をも為し居るよし。併し素より十分相纏り候様にも不被存候。昨日組織案取調委員の一人なる牛場卓造^(原)〔三重一区〕参り、斯様な事は駄目なり、予は委員を断るつもりとの事申居候。其他政党組織に反対之分子大分有之様子、是に付ては九州一派之密策を嫌ふものある有様也。

と見える。中央交渉会の中では九州選出議員が政党組織論の主唱者であること、会内でも政党組織には反対が強く意見が割れていることが判る。末松自身は文面から察せられるように傍観しており「小生かあまり彼等に相手にならざるより取りにがすべからずと氣をもめるものもあり」という状態であった。中央交渉会成立以来の複雑な内情の一端を改めて確認出来よう。

一方、内務省系紙『国会』は十九日になって「非民党議員政党組織の計画」と題する雑報を掲載し、中央交渉会改組問題を詳報した。

非民党議員中には今回彼の中央交渉会を中心として従来の各団体を合一し一政党を組織せんとすの計画ありて、昨今頗る其歩を進めたる景況なるが、抑々此論の起りたるは敢て今日にあらざして、無数の小団体互に分離するは一致の運動上大に不便を感ずることもあり、加之ならず出費も随て多ければ最初よりして到底^{つま}は打つて一九と為すの計画なりしも、斯ては一般の感情にも関係することあれば取り敢へず同志の結合を堅固にしたる後合併するも晩からじとの議論ありて、暫らく箇々分立せしも、斯ては到底充分の働きをなす能はずとて今回いよ／＼趣意書及び契約を設け主義・目的を天下に表白して純然たる政党組織になすの議に一決し、惜こそ一昨夜来頻りに各部の交渉に急

はしき有様とはなりしか、是には種々議論もありて結局容易には纏り難かるべしと云ふ者あり。

ここでは地方団体の連合体である中央交渉会は、本格的な政党への移行形態、中間形態と位置づけられている。しかし、右の記事にもあるように反対も少なくなく「近畿団体は合同を辞す」と見えている。ここにもまた、設立当初からの確執を見出すことが出来よう。『国会』はこの記事の後に続報として、「中央交渉会の議決」と題する雑報を載せ、

結局今日の処にては党派組織に変更するときは或は内部の鞏固を欠くの恐あるのみならず、却て一般の節制を失するの懸念も尠からざるを以て他日若し解散の不幸に遭遇せば兎も角も、今日の処にてはこの儘の団体にて運動する方然るべしとの事に決定せりと云ふ。左もありぬべし。

と、政党への改組は当面見送りになったと報じている。

しかし、政党への改組はその後も底流としては続いていたらしく、五月二十四日の『国会』は中央交渉会の政党組織について「遅くも来る六月廿日頃には公然発表する由なれども、模様^{マヨウ}に依りては一周間に発表することもあるべしとぞ」と報じ、「しばらくは主領を置かず」と書いている。また、二十五日には「中央交渉部政党組織の前途を卜す」と題して、政党改組の場合の参加者について、

重なる要素は熊本の旧紫溟会、福岡の玄洋社、鹿児島^{カゴシマ}の旧郷友会、長崎の鶴鳴会、佐賀の同成会の外に東北井に山口の一派あるも、陣立能く整ひて而も一致の運動を為し得るは独り九州の国権派あるのみ。然るに熊本^{クマノ}の一派は政党組織論を唱道し、鹿児島・福岡・長崎・佐賀の各派は前途の見込み充分ならざればとて容易に賛否の間に喙を容れざれば〔以下略〕

と、政党結成の場合には九州選出議員が主力となるとの見通しを述べ、そのうち熊本県選出議員が殊に政党結成に熱

心な現況を述べている。『国会』はその後中央交渉会新党の党首人選などについての記事を載せ、新党結成を半ば既定の事実として扱っている観がある。末松がいうように、「政党組織云々は兎に角目下は暫時見合⁽³⁰⁾」せというのが最も実情に近かったのであろう。

こうした中央交渉会の政党志向の動きが、第三議會での官民激突の衝撃、殊に十四日の議決での足並の乱れと敗北の衝撃によるものであることは凡そ想像に難くない。後に中央交渉会を母体に成立した国民協会の副会頭となった品川弥二郎は、五月二十九日井上馨に宛てた書翰⁽³¹⁾の中で、中央交渉会改組の起った原因として次の如く述べている。

過日之（十六日之衆議院）決議一件より議會中之模様にて少しく身にしみて一号令の下に立ずては万事行れぬと申事田舎議員にも相感じ候故、そろ／＼組織論も起り可申と相示し居候処、果してやつきとなりて組織論を皆々申出たり。

五月十四日の敗北は伏流していた政党志向の地下水脈に破口を与える働きを為したといえよう。だが、この噴井が水流を作るには第二の衝撃と一ヶ月の時間を要するのである。

5

伊藤・山県の圧力で解散権を制約された松方は議會再開の方向に傾き、多数の回復と妥協に着手した。五月二十一日付伊藤宛伊東書翰第一信には「此停會中に種々策略を施し味方の結合を固め、事実問題中例へは鉄道拡張案の如き、経過の見込を以て再び開會被致候手筈に有之候由に御座候。監獄費の國庫支弁案も経過の筈に有之候由に候得

共、大臣連中の話に付確信難出来候」と見える。野党中にも賛成者の多い鉄道法案の審議を突破口に、審議を再開し議會を乗り切ろうとしていた様子が判る。多数派工作の成果は末松に抛れば二十日現在で「百四十名斗は先づ八九分通り確實の賛成者を得たる様子なれとも未だ慥なる多数をは難得よし」とのことであった。

こうした多数派工作は当然のことながら野党を刺戟し、壮士の對抗活動が盛んになって来た。すでに五月十日には井上角五郎がテロに遭つて負傷していたが、政府は五月二十日、保安条例を發動して千余人の行動を規制し、三十日まで野党系壮士百八十名余を皇城外三里に追放した。伊東に抛れば松方は「昨日より反対党は味方の運動の為多少変心を生し候ものあるを察し頻に壮士の運動を始め候由、時宜に依り明日は保案条例を見るに至るべくも不被計」と語っており、この条例發動は多数派工作を助けるためのものであったらしい。野党は型通りの非難を行なつたものの、「府下之景況は平常と毫も異なるなく至極平穩」であり、特別の混乱や反撃は無かつた。

五月二十三日、一週間の停会期間が明けた。松方らは、決議案可決に際し政府がとるべき行動について法的規定が無いことに基つき、十四日の議決に対して回答など特別の措置をとらず、所謂「居坐り」を決め込んだ。しかし、二十三日の議事は島田が停会についての質問をしたのと、監獄費国庫支弁法案の委員人選が野党優位の下に行なわれたのを除けば、「雪の旦夕の如く又嵐の跡の夕べの如く」静穩で「何日鬭争のあるへくとも思はれざる有様」であつた。

野党では自由党を中心に「板垣も解散は避度心中之由、其理由は改選となれば自由派之頭数は必らず増加の見込なれとも、其代りガリガリ連が増加する故制御に困難を加ふべし」「自由党連中も先無事を謀り先日の決議等は決して其勵行を努めんとするの意は無之」などと、再度の解散を忌避する空気が強かつた。彼らは寧ろ「再開となりても監獄案は自由党も内分は期望の方なれはいや／＼を云ひながら通過するは難事ならざるべく、鉄道案も粗似たり」と個別的問題に関心を移しつつあつた。こうして停会明け直前には政府周辺では「政府より穩当に構へ候へば結局泣寝入

と申実勢に御座候⁽⁴¹⁾。「左すれば此儘再会しても本期を経過することは難からざるべし⁽⁴²⁾」という観測が拡がり、松方もこの判断に従って「居坐り」を決断したものとと思われる。

さて、これより先、伊東は松方に諮って「廿三日の劈頭第一の問題として衆議院の議決を無効ならしむる動議を提起」するよう貴族院研究会の千家尊福に依頼し、千家は「慥かに十六名の多数を得」たとの成算に達していた。しかし、この動議提出は松方の代理人として働いていた幕僚の九鬼が、松方の意向として「大多数の賛成あるにあらざれば不可なり」としたため打消えに終わっている。難詰した伊東に松方は九鬼の錯誤と弁明して切り抜けているが、実際は議會を乗り切る目算が立って来たため、野党を刺戟するこの種の動議の提出に消極的になったためかと考えられる。井上馨の幕僚古沢滋（土佐）は、この様子を「そつと開会⁽⁴⁴⁾」と評している。

こうして五月二十三日、議會は一見意外と見える静けさの中で再開され、追加予算案や重要法案の審議が再開された。

6

第三議會後半の松方政權を揺がしたのは、衆議院における野党勢力の挑戦よりは、松方政權の支持基盤内部の確執であった。それは濃尾震災救済費臨時支出事後承認問題を廻って一気に爆裂し、松方政權に深刻な打撃を与えた。

この問題は、明治二十四年十月二十八日に発生した濃尾地震の罹災地区に対して臨時支出した二百二十五万円の手算外費用について、政府が議會に事後承認を求めたことに始まる（同案は最初、第二議會に出されたが解散のため審議未了）。しかし、この案件については衆議院の審査特別委員会の段階で、支出額が予備費を上回り憲法違反の疑い

がある、或いは不急の水防工事が便乘して行なわれているなどの批判があり、委員会否決必至の形勢となつていた。

そこで、政府では最悪の事態を回避すべく、松方・後藤が自由党の板垣・星に働きかけ、「政府に於て今一層調査すべしと云ひて何となく進行を遏止する様せらるゝに於ては議院に於ては自然当分握り潰す事と相成るべし」という「握り潰し策」、即ち審議未了による否決の回避という糊塗策の合意に成功した。星に抛れば「自由党員の見込にても此案を否決するときは、政府は無拠解散すべし。果して解散とならば「略」民党も亦更に予想外の困難に陥る」という解散回避の希望があり、歩み寄りが可能になつたという。この合意を受けて三十一日の議場で副島内相が上述の趣旨の「簡單なる演説」を行なう段取りになつていた。⁽⁴⁶⁾副島が「星議長に対して意見を通する迄には松方始め内閣員の間に略々打合せも有之候事」⁽⁴⁶⁾はいうまでもない。だが、この企てはいち早く白根らの探知する処となり、その猛反撥を浴びる結果となつた。白根らは「此の如き不甲斐なき手段に出づるときは是迄答弁し来りたる事柄は悉皆取消すに同じ。政府若し此決心を翻さざれば我々は止むを得ず職を去るより外なし」「此の如くなるときは政府味方の議員は悉く離反すべし」と抗議し、白根は病氣と称して自宅に籠居した。⁽⁴⁷⁾

斯くして三十一日の副島演説は中止になつたが、白根は同夜松方に書翰を送り、副島内相の更迭を求めた。曰く、
 今日於衆議院副嶋伯之措置誠に不感服之事而已に有之、如何にも残懐之至に奉存候。〔略〕今日之場合に於ては内務大臣は一身に反対党之攻撃を受け而閣下に尽すへき時と存候処、副嶋伯は毫も其意志無之、却而反対党之言を妄信し又は一場之演説を不致、唯た反対党之氣に入候様心懸られ候様相見へ驚入申候。此上は閣下之御決心一日も早く何にとか副嶋伯之事に付御工夫不相成候而は逆も将来の見込無之候。

前掲意見書と同様、副島は政府に対する裏切者と位置づけられている。副島・白根の確執は今や極点に達したといえよう。

一方、政府と野党の秘かな合意は、重大な背信行為として政府系議員を憤激させた。六月四日付井上馨宛古沢滋書⁽⁴⁹⁾翰には、

交渉部員等は頗激怒し松方総理に向ひ、政府は私等を欺き闇討になさるゝ積りか、政府は民党に密通して自ら政府を御壊り成さるゝか、斯る政府ならば私等は此内閣は天皇に不忠なるの内閣と認め陛下の宸聴に之を達するの手續を取り升等の言を以て相迫り候得共、松方伯は此の密通は与り知らざりしとて申逃れ候も、交渉部員は承知せず、

閣下のお言葉は信じません

とまで明言致し候趣。

中央交渉会会員の受けた衝撃が如何に大きかったかが容易に察せられる。前掲六月二日付伊藤宛伊東書翰に抛れば、松方を難詰したのは曾禰荒助（山口四区）と井上角五郎だという。

政府のために粉骨碎身しても政府の都合次第では見捨てられることもあり得るといふ事実は、中央交渉会会員に強力な党首を戴いた政党型組織への改組の必要性を痛感させたものと信ぜられる。六月二日付伊藤宛内海忠勝書翰⁽⁵⁰⁾には「中央交渉部は社交倶楽部を設置し、明日之会にて規則等決定之上は、西郷・品川之両人を倶楽部統帥之任に当らしめんことを申込之手順に相聞申候」と見え、一時停滞していた改組の動きが再加速した様子が窺われる（国民協会の成立は「その三」で論ずる予定）。

白根の動きに対して、閣内では非薩長閣僚の後藤通相・河野農商相が激しく反撥し、「折角の廟議も一次官の為に行はれざる様にては我々其職位にあるも面白からざれば断然辞し去るべし」「白根より辞表を出さば幸ひのこと故、直ちに聞き届くべし」と辞意を示唆しながら、白根解任を迫る構えを見せていた。後藤は六月一日「白根専横の一条」について副島を直接批判している⁽⁵¹⁾。

六月一日朝、白根は副島に挑発的な内容の書翰を送り、副島が「何時たりとも望に任せて辞職せん」と返答したため、「又々一場の騒ぎ」が起つたと伝える。伊東に拠れば、松方は高島を白根方に派して慰留するとともに、この事件を松方・高島の扱いとする事で一旦収拾したという。⁽⁸²⁾もつとも、六月一日付品川弥二郎宛大浦兼武書翰には、「今朝松方、高島両大臣の跡を追ひ、内務大臣の官邸に至り、暫時相談を致候処、内務大臣より次官に対し失言の謝状を発せられ、小生持帰り次官へ差出候処、遂に議場に上らるゝ事に相成り」と見えている。副島・白根の間で激論が交され、登院拒否に出た白根を動かすために、松方・高島が洩る副島を屈服させたというのが真相に近いように思われる。⁽⁸⁴⁾松方が白根寄りに動いたのは白根の断乎たる態度とともに、白根と連携する政府系議員の猛反撥を考慮してのことであろう。

副島の妥協工作は副島に拠れば、「自分の発意にあらず。高島子等自由党の一派と内話の末後藤伯に移し、而して総理を初め各大臣相談の末愈決行すべき事と相成、後藤伯の紹介に依り星とも面談し種々手続取極⁽⁸⁵⁾」という段取りで運んだものであった。しかし、この工作の閣外での評価は至って低く、伊東は「此事文は白根等か副島に反対したる事尤と申す外無之候⁽⁸⁶⁾」、井上馨の幕僚古沢滋は野党に謀られて「此議會を通り抜けん⁽⁸⁷⁾と欲する卑怯心より此に至りしもの歟」と酷評している。長州閥方面では松方の非薩長閥僚重用に不信感が強かつたようである。

7

不本意にも次官に謝罪させられた副島は収まらず、六月二日「密かに衆議院に赴き前後撞着の演説を遣らん」とした。前日の白根答弁の反対の演説をすることで、自由党との交渉を託しながらも自分を見殺しにした松方らに対し、

行動によって抗議しようとしたものと思われる。古沢が後藤から聴いた処では、副島は登院前「予か此演説をなすときは内務の官吏は五六十名辞職すべし。そうすると事務の取扱に差支るから君等は余の官舎に來りて助け呉れよ」と自由党の林有造、松田正久に放言したという。⁽⁵⁸⁾だが、副島は事前に松方に登院を止められ、星に「老生只今病氣差起辞職可仕候間、人間之事自是休。御憫笑可被下候⁽⁵⁹⁾」との短信を送って官邸に退いた。

こうした情勢の下、政府系議員の政府への不信心は高まり、「最早斯かる孱弱無胆の政府とは手を携へて政界に馳驅すること能はず。寧ろ政府の正反対に立ち民党よりも一層激烈の運動を為すべし」「内務大臣を辞職せしむべし。否らされは明日震災事件の事後承諾案も勿論政府に反対すべし」⁽⁶⁰⁾「三十二名程合同して〔略〕議場に出席せずして民党に勝を譲るべし」⁽⁶¹⁾など野党化も辞さないことを示して政府に副島更迭を迫った。伊東に拠ると、一旦は副島・後藤に「此会期中は泣寝入⁽⁶²⁾」してもらい、閉会後決着をつけることで収まりかかったが、「其の翌日より通信社の通報は統々事実を載⁽⁶³⁾」せ始め、斯かる仕儀となったのだという。内務省筋の意図的リークの可能性が大きい。

事態を憂慮した松方は、高島陸相や内相経験者の西郷、品川と協議し、「副島伯に辞表を差出さしめ候より外無之⁽⁶⁴⁾」との結論に達した。四人の意を受けた伊東が四日夜、副島に辞職を勧告した処、副島はこれを承知している。

しかし、副島からは直ちに自署した辞表が提出されなかつたため、高島、西郷、品川は副島の居坐りを警戒して連絡を取り合っている。六月六日付西郷宛高島書翰には、「品川氏より御模様委細承知仕候得は、目下之形勢此儘差置候而は甚憂慮に不堪次第に而、猶同氏へ御相談仕、明朝御宅之様出懸候に約束いたし置候〔略〕到底他の手段を以本人より辞表差出相成候様取計之外無之」と見える。実際にはこの日、副島自署の辞表が提出され、⁽⁶⁶⁾三人の危惧は杞憂に終わったが、この問題で三人が協同歩調をとったことは爾後の彼らの行動を考える上で注目に値する。

副島を支持していた非薩長閣僚の後藤と河野は、副島辞任に反撥し辞意を示唆して引籠った。六月五日の伊藤宛伊

東書翰第二信には「河野大臣慰諭の爲〔略〕小生にも至急訪問の上今日の形勢を説き、實て此会期中は辛抱被致候様可申勅との事に有之、又後藤も同様被引入居候由に付、此両相には是非小生より慰諭を試呉との二三大臣評議」と見えている。二人の辞意は前掲古沢書翰に拠れば「例之辞職」で、真に辞職する積りはなかったらしい。恐らく副島後任問題など今後の政局の展開について松方を牽制するのが主な狙いだったと見られる。

さて、副島内相の辞任は議会对策、選挙干渉問題を廻る副島と白根の一連の抗争において、松方が白根に軍配をあげたことを意味するものであった。この問題を通じて、松方の支持基盤の中で、議会对策・政党対策を廻る非薩長グループと内務省白根グループの対立が明確になり、後者に中央交渉会、薩摩出身閣僚、西郷・品川或いは古参地方官が左袒するという構図が見えて来た。松方は副島辞任を認めることで、後者に重心を移したように見えた。

その意味で副島後任の内相人事は松方の支持基盤の諸勢力の政治的比重を占う試金石となるものであった。もし松方が後任内相に「無名大臣」⁶⁸の異名をとった白根次官を陞任させれば、それは松方が内務省における白根の覇権を認知するにとどまらず、後者に政治的重心を移したことを公然と確認するものとなったであろう。政界では後任内相に河野を推す者と白根を推す者があり、一方を選べば他方を敵に回す危険が大であった。前述のとおり河野は公然と白根に対する敵意を表明していたのである。六月二日付伊藤宛内海忠勝書翰には次のとおり見えている。⁶⁹

内務大臣之後任は二大臣は河野を内務に入れんと計画し頗る尽力之模様相聞、西郷・品川・樺山等は白根を押すの論に相聞候。総理は未だ何とも発言せざる由。是は御承知も被為在候通河野にては内務之統御は無覚束と存候間、無止は白根を推挙せられ候方可然と相考候に付陰然御尽力奉祈候。

ここにもまた前述の構図を確認することが出来る。因みに内海は長州出身の古参地方官である。

六月八日、副島の辞表は正式に受理された。松方は後任内相に河野の横滑りも白根の陞任も選ばず、自ら兼任して「総理自身に其後任者となられ申候⁽⁷⁰⁾」という第三の道を選んだ。それは松方が、非薩長閣僚・白根グループのいずれにも決定的に傾斜せず、基本的には現状を維持するという選択を下したものであった。もともと、松方はすでに首相の他、蔵相を兼任しており、内相の実務を自ら遂行し得るとは考えられない。実務は白根らの手に委ねられると考えられるので、従来よりは幾分か白根らに傾いたことは否めない。しかし、松方が敢えて内相の名を白根に与えなかったことは、一つの意識的な選択が行なわれたことを示すものと思われる。

8

波瀾の第三回帝国議会は六月十四日、四十日に及ぶ会期の幕を閉じた。前半の激突にもかかわらず解散は回避されたが、第二議会以来の懸案はほとんど成立しなかった。

追加予算二百八十一万円は査定額について衆議院と貴族院が対立し、両院の査定権の優劣が枢密院に諮られたが、両院対等との決定が下った。この後、両院協議会が行なわれ、結局、軍艦建造費、製鋼所建設費を含む九十五億円（原案の三分の一）が削除された。積極政策を支える新規事業費は大部分削られた。また、監獄費・国庫支弁法案などが審議未了となった。

僅かに、鉄道公債法案と私鉄買収法案が衆議院で修正の上、鉄道敷設法に統合されて成立した。また、濃尾地震救済費の事後承認は委員会では否決されたものの、本会議で辛うじて逆転可決した。解散こそなかったものの、前議会以来の重要経費、重要法案が成立せず、両院で選挙干渉に関連する内閣非難の決議案が可決したのは大きな痛手であっ

た(貴族院では五月十一日「選挙干渉に関する建議案」が可決)。

一方、藩閥政府においては、第三議会の過程で、松方政権の支持基盤の矛盾が次第に露呈・深刻化して来ていた。

松方は支持基盤内のバランス維持に努め、能う限り多様な支持基盤を維持しようと図ったが、それは極めて大きな危険を孕んでいた。副島辞任問題で噴出した支持基盤内の対立は本質的には何ら解決されておらず、問題は単に先送りされただけであった。松方が長期に亘って内相を兼任するのは難があり、専任内相選定の時が来れば非薩長閣僚と白根グループが対立するのは避けられなかった。しかも、松方政権は春以来凍結されている選挙干渉責任者処分問題という大きな課題を依然として抱えており、これが再び政治日程にのぼれば波瀾は必至であった。処分を実施するにせよ断念するにせよ、政党内由縁のある非薩長閣僚と選挙干渉と関わりの深い白根グループの衝突は必至であった。

しかも、白根グループの周辺では、中央交渉会、西郷・品川、古参地方官、薩摩出身閣僚など、その党与・協力者が旗幟を鮮明にしつつあった。問題の取扱い如何によつては単に非薩長閣僚と白根グループの衝突にとどまらず、收拾のつかない誘爆を生み出す恐れは充分にあったのである。

他方、閣外では長州の元勳級指導者伊藤・井上・山県・山田⁽⁷²⁾は依然傍観に近い態度をとっており、殊に井上は故郷山口に籠居して非協力の態度を露わにしていた。伊藤・山県は停会中、解散を封ずる方向に動いたが、これは単に立憲政治尊重の故だけとは考えられない。彼らの間には「今日之國勢を挽回せんとするは非常之大決断無之而は到底式十余年来抱持する政府之目的を遂る能はざるは智者を不俟して可知也⁽⁷³⁾」と、現状打開を図る動きが兆しつつあった。

斯くして、松方政権を廻る諸情況は松方にとつて確実に悪化の度を加えていた。井上が「世人も松方には余程厭心を生じたる事故、時機今少しく御見合被成候而只滄浪閣に御閑居之方と奉存候⁽⁷⁴⁾」というように、能動的活動を控えて政治的風圧を躲し、非協力により松方政権の自滅を待つという伊藤・井上らの戦略守勢は、徐々にその効果を顕わし

始めていたのである。

（統）

註

- (1) 徳富猪一郎編『公爵松方正義伝・坤巻』（公爵松方正義伝発行所、昭和十年）四四八〜四四九頁。
- (2) 『伊藤博文関係文書二』一九六頁。
- (3) 明治二十五年五月三日付松方正義宛後藤象二郎書翰（『松方正義文書』）↓六一六八。
- (4) 註2参照。
- (5) 同右。
- (6) 明治二十五年五月十二日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰第二信（『伊藤博文関係文書二』一九九頁）。
- (7) 東京大学出版会編刊『帝国議会衆議院議事速記録4』（昭和五十四年）八二〜八三頁。
- (8) 明治二十五年五月七日付伊藤博文宛榎本武揚書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書三』（塙書房、昭和五十年）一八二頁）。ガウンレットは Gaunter 即ち 荅打ち、試験の意。
- (9) 註2参照。
- (10) 明治二十五年五月十五日付西郷従道宛早川勇書翰（西郷従道家書翰帖）。
- (11) 態度を変更した非民党議員は、植田理太郎（奈良二区・独）、藤沢幾之輔（宮城三区）、岩城隆常（富山一区・独）、船阪与兵衛（岐阜七区・中）、玉田金三郎（奈良一区・独）、宮城浩蔵（山形一区）、佐々田懋（島根五区・独）、村松龜一郎（宮城一区）、浅尾長慶（山梨一区・中）、郡保宗（福岡三区・中）、工藤卓爾（青森一区）、神鞭知常（京都六区）、安部井磐根（福島二区）、坂本則美（京都一区）、伊藤謙吉（三重四区）の十五人。
- (12) 「白根専一意見書」（憲政資料室所蔵「井上榕陰文書」マイクロフィルム）。
- (13) 帝国議会の上奏権は憲法第四十九条で認められており、天皇は上奏に対し何らかの回答をしている。
- (14) 註12参照。
- (15) 品川が白根を陸奥に紹介したときの表現。明治二十四年六月二十二日付陸奥宗光宛品川弥二郎書翰（憲政資料室所蔵「陸

奥宗光関係文書」参照。

- (16) 『伊藤博文関係文書二』二〇〇頁。
- (17) 明治二十五年五月十七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』二〇一頁）。
- (18) 明治二十五年五月十六日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』二〇〇頁）。
- (19) 明治二十五年五月十八日付伊藤博文宛山県有朋書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書八』〈瑠書房、昭和五十五年〉一二七頁）に見える伊藤書翰の引用。
- (20) 明治二十五年五月十八日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』二〇二頁）。
- (21) 明治二十五年五月十九日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』二〇二頁）。
- (22) 明治二十五年五月二十三日付伊藤博文宛山県有朋書翰（『伊藤博文関係文書八』一二八頁）。
- (23) 宮内省臨時帝室編修局『明治天皇紀 第八』（吉川弘文館、昭和四十八年）七〇頁。
- (24) 註22参照。
- (25) 『伊藤博文関係文書二』二〇二～二〇八頁。
- (26) 明治二十五年五月十七日付伊藤博文宛末松謙澄書翰、同五月十八日付書翰、同五月二十日付書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書五』〈瑠書房、昭和五十二年〉四一〇～四一四頁）。
- (27) 『伊藤博文関係文書二』二一〇頁。
- (28) 『伊藤博文関係文書五』四一一頁。
- (29) 『伊藤博文関係文書五』四一二頁。
- (30) 明治二十五年五月二十日付伊藤博文宛末松謙澄書翰（『伊藤博文関係文書五』四一四頁）。
- (31) 「井上馨関係文書」。
- (32) 『伊藤博文関係文書二』二〇二頁。
- (33) 註29参照。
- (34) 明治二十五年五月十一日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』一九八頁）。
- (35) 明治二十五年五月二十一日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰第一信（『伊藤博文関係文書二』二〇三頁）。

- (36) 同第二信（『伊藤博文関係文書二』二〇六頁）。
- (37) 明治二十五年五月二十四日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』二〇八頁）。
- (38) 明治二十五年五月十八日付伊藤博文宛末松謙澄書翰（『伊藤博文関係文書五』四一一頁）。
- (39) 註35参照。
- (40) 註38参照。
- (41) 註35参照。
- (42) 註38参照。
- (43) 註37参照。
- (44) 明治二十五年六月四日付井上馨宛古沢滋書翰（『井上馨関係文書』）。なお、この時期、議会对策を松方政權内部から描いた史料はごく僅かである。
- (45) 明治二十五年六月二日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書二』二一〇～二一二頁）。
- (46) 明治二十五年六月十九日付井上馨宛伊東巳代治書翰（『井上馨関係文書』）。
- (47) 註45参照。
- (48) 「松方正義文書」↓八一三四五。
- (49) 註44参照。
- (50) 『伊藤博文関係文書三』一六九頁。
- (51) 註45参照。
- (52) 同右。
- (53) 「品川弥二郎文書」。
- (54) 六月四日付井上宛古沢書翰にも「松方・高島之脱論を奉し白根に書を贈りて其の失言を謝し」とある。
- (55) 明治二十五年六月五日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰第一信（『伊藤博文関係文書二』二二三頁）。
- (56) 註46参照。
- (57) 註44参照。

- (58) 同右。
- (59) 『東京日日新聞』明治二十五年六月七日号。
- (60) 註55参照。
- (61) 明治二十五年六月七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰(『伊藤博文関係文書二』二一六頁)。
- (62) 註55参照。
- (63) 同右。
- (64) 同右。同郷の大木文相も途中で勅告に加わっている。
- (65) 「西郷従道家書翰帖」。
- (66) 明治二十五年六月六日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰(『伊藤博文関係文書二』二一五頁)。
- (67) 『伊藤博文関係文書二』二一五頁。
- (68) 『東京日日新聞』明治二十五年六月三日号。なお、次官が大臣を辞任に追い込んだという前代未聞の事件は、政官界で話題になり、
大臣は何で辞職をしたのかと
次官に問へば己はシラネー
という狂歌が流行した(『国会』六月八日号)。
- (69) 註50参照。
- (70) 明治二十五年六月八日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰(『伊藤博文関係文書二』二一六頁)。
- (71) 山田は前年の肋膜炎と交通事故のため静養していたが、三月中旬漸く全快した(『国会』三月十九日号)。
- (72) 明治二十五年六月十三日付井上馨宛山県有朋書翰(『井上馨関係文書』)。
- (73) 明治二十五年六月十三日付伊藤博文宛井上馨書翰(『伊藤博文関係文書一』二四七頁)。